

会議録

会議の名称	平成30年度第2回加東市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成31年2月21日(木)午後3時30分から午後4時30分まで
開催場所	加東市役所 2階 202会議室
<p>議長の氏名 (神戸 洋一)</p> <p>出席及び欠席委員の氏名</p> <p>出席者氏名 (8名)</p> <p>神戸 洋一 (公益を代表する委員)</p> <p>堂下 哲子 (被保険者を代表する委員)</p> <p>阿江 利規 (被保険者を代表する委員)</p> <p>藤井 恒人 (被保険者を代表する委員)</p> <p>服部 知一 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>北吉由紀子 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p> <p>掛川 淳一 (公益を代表する委員)</p> <p>大久保 雅 (公益を代表する委員)</p> <p>欠席者氏名 (1名)</p> <p>森下 智行 (保険医又は保険薬剤師を代表する委員)</p>	
<p>説明のため出席した者(事務局職員)の職氏名</p> <p>市 長 安田 正義</p> <p>市民協働部 部長 芹生 泰博</p> <p>” 保険医療課 課長 友藤由貴子</p> <p>” ” 副課長 神戸 剛</p>	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p>1. 議題</p> <p>(1) 諮問事項</p> <p>①加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について</p> <p>②加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について</p> <p>③加東市国民健康保険税の税率について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>①平成31年度加東市国民健康保険特別会計予算(案)について</p> <p>②その他</p> <p>2. 会議結果</p> <p>(1) 諮問事項① 加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について</p> <p>市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p> <p>(2) 諮問事項② 加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について</p> <p>市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p> <p>(3) 諮問事項③ 加東市国民健康保険税の税率について</p> <p>市の意見が適当であるとして答申することで出席委員の了承を得る。</p> <p>(4) 報告事項 平成31年度加東市国民健康保険特別会計予算(案)について</p> <p>事務局から資料に基づき説明を行い、了承を得る。</p>	

3. 会議の経過

午後3時30分 開会

【会長あいさつ】

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、第2回国民健康保険運営協議会に御出席いただきましてありがとうございます。

今年は比較的暖かい日が続いておりましたが、立春を過ぎたあたりから、寒い日が続いております。昨日は比較的暖かい日でしたが、また今日は寒くなり、このようなことを繰り返しながら春になっていくのかなと思うところでございます。気候の変わり目でございます。お体に留意されてお過ごしいただきたいと祈念しております。

さて、本日の協議会には、諮問が3件、報告が2件ございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議いただきますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【市長あいさつ】

皆さん、こんにちは。今日は本当にお忙しい中、御出席をいただき、心から感謝を申し上げます。

今会長から御案内がございましたとおり、今回の協議会に3件諮問させていただいております。その中身については、皆さんも既に御承知いただいていると思いますが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

今まさに国の予算審議が行われており、昨日も衆議院の予算委員会が放映されました。その中で国保のことについて質問している方がおられましたが、協会けんぽに比べて国保は非常に高いのではないかと、という話でした。協会けんぽの保険料は大体標準世帯で20万円程度ですが、なぜ国保は40万円という高額になるのか、こんな話でございました。それに対して政府は、構造的なもの、高齢者が多いこと、低所得者が多いこと、などを挙げられており、一方で、高齢者が多いということは、それだけ財政負担も多くなっているということをお話しておられました。しかし、その質問をしている議員は、全国の知事会や、私もその一員でございますが全国市長会等の要望もあり、もっともっと国は財政支援をすべきではないか、こんなことも言っておられました。また滞納整理や滞納処分についても、厳し過ぎるのではないかと、こんな話もございました。

国は、地方に対し3,400億円という大きな財政支援をしており、そして滞納処分についても、そう無茶苦茶な指導はしていないと言っていました。納税者及びその家庭の状況を見て、さまざまな対応をすべきだという話なのですが、議員は、「そうではない。とにかく末端の行政から非常に厳しい取り立てを受けており、本当に命にかかわる問題だ」と、話をしておられました。

しかし、我々は決してそんなことをやっているわけではございません。やはりその家庭の状況をしっかりと見定めて、様々な事務をやっています。ただ、支払い能力があるにもかかわらず払っていただけない方については、やはり厳しく対応せざるを得ないというのが現状でございます。

保険制度というのは、基本的には加入者の支え合いというものがまず大原則だと思っております。本日審議いただく事項の中に、平成31年度の予算編成につながっていくものもございます。現在、平成31年度の予算編成時期ということで、本日、皆様にご審議いただきながら、一方で我々も調整を進めているところでございます。このような状況にありますことを是非御理解を賜りたいと、このように思います。

それから、委員さん方の任期は平成33年3月末ということでございますが、区長さん方におかれましては既に退任なさっている方もいらっしゃるかと存じます。この年度末までは今の役職を続けていただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【議事進行】（議 長）

加東市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、協議会の議長は会長が当たる。

神戸会長から、本日の会議は全委員9名のうち8名の出席があり、委員定数の2分の1以上の出席を得ているため、この会が成立していることを報告いただく。

議事録の署名人については、堂下哲子委員と服部知一委員を指名する。

【諮問事項①】 加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について

（事務局） 会議資料の1ページ、3ページについて説明

～質疑応答～

（議 長）

55世帯が、一世帯当たり約3万円税が上がるということで、総額約170万円の増税という説明であったと思います。

～採決～

（議 長）

加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について、事務局より説明があったとおりにすることに異存のない方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

（議 長）

1番目の加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正につきましては、市の意見が適当であるとして答申をいたします。

なお、答申書につきましては、私のほうから市長へ提出させていただきます。以降の諮問についても同じとさせていただきますので、御理解の程お願いいたします。

【諮問事項②】 加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について

（事務局） 資料7ページから9ページについて説明

～質疑応答～

（議 長）

一つ例を出すと、今65歳未満の年金所得控除額は70万円で、65歳以上は120万円だと思えます。2割軽減の場合、65歳未満の方で70万円に基礎控除分33万円と軽減判定所得51万円を足した154万円以下の年金収入の方、65歳以上で120万円に基礎控除分33万円と軽減判定所得51万円を足した204万円以下の年金収入の方が、軽減を受けられるということだと思えるのです。これが二人加入の場合など詳しいことはわかりませんが、年金の場合はそのような計算だと思えます。

給与の場合は、33万円と51万円に給与所得控除額65万円を足した金額の収入以下の方に軽減がかかるという解釈ではないかと思えます。

～採決～

(議 長)

諮問事項 2 番目、加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正につきまして、事務局より説明があったとおりとすることに異存のない方については、挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

(議 長)

全員挙手ということで、諮問事項 2 番目、加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正につきまして、市の意見が適当であるとして答申をいたします。

【諮問事項③】 加東市国民健康保険税の税率について

(事務局) 当日配布資料により説明

～質疑応答～

(議 長)

初めからこの 8, 100 万円を繰り入れる格好になっているわけですが、これで足りなければどのようにするのですか。基金を再度繰り入れるということでしょうか。お考えをお聞かせいただきたい。所得が確定する、医療費が上がるなど不確定な要因はあるわけですし、補正予算を経て基金を入れるのか、一般会計から繰り入れるのか、どちらかだと思うのです。基金残高が少なくなっていくから、後がないと思うのです。今回税率をいくらか引き上げる部分を出していただけるのかなと思っていたのですが、それが無いようですので、収納率や所得が下がるといったことが起こった場合、足りなくなった時の処置をどのように考えておられるのかお聞きします。

(事務局)

今お話がありました対応策については、考えられる方法として一般会計繰入金というのがあります。

ただ、我々加東市の考え方としましては、一般会計からの繰入れはルール分のみ行うということです。一般会計の納税者には国民健康保険の被保険者以外の社会保険の方もおられます。社保の方は社保に保険料を納めておられますので、そのような方について国民健康保険の負担をこれまで以上に求めるというのはちょっと違うであろうというのがこれまでの考え方です。ですので、会長が今おっしゃった次の方法・基金繰入、これが今考えられる次善の方策ではないかと、事務局としてはそのように思っております。

(事務局)

今担当の方から、この税率改正について説明をさせていただきました。この広域化は平成 30 年度から始まりまして、目的としましては、持続可能なものにしていくということでございます。当然その行動も、低所得者の負担軽減や、限度額引き上げなどの高所得者へ措置などが行われるわけでございます。

そのような中で、税率につきましても、県からの指針に基づき示された標準保険税

率ぐらいを参考に、持続ある国保運営に寄与するというを前提にして求めていかなければなりません。現行税率と標準保険税率を比べると、一人当たり税額において8%という大きな差が生まれており、当然被保険者にかかってくるものです。これは負担が大きすぎるということで、今の段階では基金を繰り入れたいということです。

そして、特別会計の性質、財政調整基金の性質を加味しまして、当面の財政的なりスクに対応するというので、平成31年度は活用して参りたいと考えています。平成30年所得が明確になっていない現在の状況で、繰入金は8,000万円程度ですが、総合的に勘案した結果、保険税率は今回据え置いて、基金を有効に活用してまいりたいというのが我々担当の考えているところです。

ですので、これ以上足らずがでたらどうするのかということにつきましては、差押えや払える能力のある人には払っていただくよう努めるなど、現行の範囲内で行うことをやっていくということでございます。現行の95%以上の徴収率を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(議長)

当初から8,100万円基金を繰り入れることを計画しており、それが大きいのか小さいのかもわからないところもありますが、当初でこれだけ足りないのだから、少しは税率のことも考えないといけないのではないのでしょうか。

(事務局)

県広域化になりまして、5年先か10年先かはわかりませんが、県下の保険料率統一を目標に進めております。県が財政運営の主体になっておりますので、県においても財政安定化基金で対応することも考えております。そのような中で、加東市の国民健康保険特別会計において剰余金として貯めてきた財政調整基金です。それを一度に入れるのか又は何年かに分けて入れるのか、そのあたりは状況を見ながら総合的に判断していきたいと考えています。残高が2億強ある中で、8,000万円の取崩しであれば、それは活用すべきという判断です。その点はよろしく申し上げます。

(議長)

委員さん、どうですか。御質問があったらお願いします。どんなことでも結構です。財政調整基金もあと2回ほど繰り入れたらなくなってしまう計画かも知れませんが、県の統一の見解がある前提の上での話だと思います。

(委員)

今年税率を上げなければ、来年はどうなるのですか。県から同じような要求が来ると思うのですが、来年度は税率が大きくなるのではないですか。5,000万円程度の基金繰入れでは済まないのではないですか。

(事務局)

結局事業費納付金が県から求められて、それを払うための財源として税を考えると、図式は変わりません。事業費納付金は恐らく来年度も大きく下がることはないと思っております。基本的には今年度と同じような事業費納付金を求められるであろうと見込みを立てております。

(委員)

上がることはないですか。

(事務局)

大きく上がることはないと思っております、今回と同じような試算を来年度も行わなければならないと考えております。

(事務局)

医療費の算定については、3か年平均で出されています。加東市では2.5億円程度です。それと委員が言われた「来年度も同じなのか」ということですが、それは資料の一番下に書いてございます。基金の繰り入れ状況を見ながら、最終的には持続的な運営につながるよう段階的に取り組んでいきたい。それが一足飛びに上がれば、今までの激変緩和措置はなんだったんだということになりかねませんので、次年度以降、将来を見据えた基金の使い方というものを有効的な形で考えていきたいと思っております。税率については、これまで見送ったが、来年一気に上げるでは意味がないと思っておりますので、今後それらを見据えて税率は検討していきたいと思っております。

～採決～

(議長)

諮問事項3番目、加東市国民健康保険税の税率について、事務局より説明があったとおりとすることに異存のない方は、挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

(議長)

全員挙手ということで、諮問事項3番目、加東市国民健康保険税の税率について、市の意見が適当であるとして答申をいたします。

【報告事項】

(議長)

報告事項の1番目、平成31年度加東市国民健康保険特別会計予算について、事務局から説明いたしますが、国民健康保険運営協議会では予算の審議はいたしません。これはこの協議会の仕事ではございませんので、単なる報告ということでさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局) 資料5ページから7ページについて説明

～質疑応答～

(議長)

保険給付費だけで1億円近く増加するような予算になっていますので、本当に医療費高いなという感じはします。

(議長)

これで予定しておりました議事全て終了いたしました。

これもちまして本日の国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。皆様の御協力により議事がスムーズに進行しましたことをお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

午後4時30分 閉会

4. 会議資料

- ・平成30年度第2回加東市国民健康保険運営協議会次第
- ・国民健康保険運営協議会委員名簿
- ・諮問事項1 加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について
- ・諮問事項2 加東市国民健康保険税に係る軽減判定所得基準額の改正について
- ・諮問事項3 加東市国民健康保険税の税率について
- ・報告事項平成31年度加東市国民健康保険特別会計予算（案）について
- ・国民健康保険加入状況の推移
- ・国民健康保険税収納状況（前年同月比）

平成31年3月25日

議長 神戸 洋 一 ㊟

署名人 堂 下 哲 子 ㊟

署名人 服 部 知 一 ㊟